

随意契約によることとした理由

1 件名

M I C E 施設整備基本計画策定支援業務

2 業務概要

都市全体でM I C E 開催のための機能強化を図るため、商工センター地区における展示機能に主体を置いた新たなM I C E 施設の整備に向け、概略の施設配置計画や事業手法、概算事業費や経済波及効果などを盛り込んだM I C E 施設整備に係る基本計画の策定支援を行う。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

(2) 商号又は名称

合同会社デロイトトーマツ

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1 者から提案があり、「M I C E 施設整備基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該業者と随意契約によることとした。